

1. 改正等の背景（国評価基準ガイドラインの改正）

国における指針の策定・改正等（以下◎）を受け、大阪府の第三者評価基準ガイドラインを策定・改正するもの

- ◎高齢者福祉分野 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」（H29.3.31厚生労働省）
「「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について」（R2.3.31厚生労働省）
- ◎障がい福祉分野 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の一部改正について」（R2.3.31厚生労働省）
- ◎児童福祉分野 「保育所における第三者評価の改訂について」（R2.4.1厚生労働省）
- ◎救護施設 「救護施設における第三者評価の実施について」（H30.9.20厚生労働省）

2. 改正等の概要（大阪府評価基準ガイドライン）

（1）改正等対象一覧

国ガイドラインの改正等を踏まえて、府ガイドラインの改正等が必要なものは次のとおり（以下表の網掛け箇所）

- ➡①高齢福祉、②障がい福祉、③児童福祉（保育所）、④その他（救護施設）

※数値は現在の項目数

分野	サービス種別等	【1】必須項目（＝国基準）		【2】推奨評価項目	項目数
		①必須評価基準	②内容評価基準	③推奨評価基準	
① 高齢福祉	施設系入所サービス	45（改正）	17（改正）	6（改正）	68
	施設系通所サービス	45（改正）	16（改正）	6（改正）	67
	居宅系サービス	27（改正）	17（改正）	1（改正）	45
② 障がい福祉	入所・訪問・通所・共同生活支援		15（改正）		60
	障がい児支援	45（改正）	16（改正）	0	61
	就労支援		18（改正）		63
③ 児童福祉	保育所	45（改正）	20（改正）	1※変更なし	66
	児童館	45	・小型21	0	小型66
			・大型29 (小型21含む)		大型74
—					
④ その他	婦人保護施設	45	24	0	69
	婦人保護施設以外（救護施設）	45（改正）	（策定）	0	45

(2) 第三者評価基準の改正方法（案）

府評価基準ガイドラインの改正については、以下「改正方法」により実施（第三者評価結果報告書等関係書類は別途改正）

＜参考＞「福祉サービス第三者評価事業に関する指針（H31.4施行）」より一部抜粋

都道府県推進組織は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（国基準）」等に基づいて、第三者評価基準を策定するものとする。
ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、国基準を満たしたうえで所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

I 基準		II 位置づけ	III 改正方法（部会等における審査）	IV 考え方
【1】 必須評価基準 （国指針）	① 必須評価基準 （＝国共通評価基準） ※全分野共通	評価機関認証 の最低要件 （全項目を 評価基準 に用いる）	◆報告事項 →国評価基準改正後、速やかに府基準として 全て適用し運用開始 【9月以降の予定】 ※基準を改正し速やかに報告 →障がい福祉分野 児童福祉（保育所）分野 その他（救護施設）分野	▶ <u>国の必須評価基準については、原則採用するもの（これまでも全項目を適用し、府評価基準として採用）</u> ▶ <u>国基準の改正後、速やかに府基準として適用することで、関連制度の改正等を踏まえた効果的な評価の実施や効率的な運用をめざす</u>
	② 内容評価基準 ※各分野の特性等を踏まえて付加			
【2】 推奨評価基準 （大阪府が 独自策定）	③ 推奨評価基準 高齢：6項目 障がい：なし 児童：1項目 その他：なし	評価機関の 裁量的事項 （評価基準に 用いることが 望ましい）	◆審議事項 →国評価基準の改正等を踏まえ、府推奨評価基準の改正等が必要なものについて審議 【今回の審議事項】 →高齢福祉分野の推奨評価基準	▶ <u>府推奨評価基準の改定等については、国基準の改正等を踏まえて新たな項目設定（主に権利擁護）が必要なものについて、事務局において定期的に点検、検討を行う</u>

(3) スケジュール（案）

R2年～9月 基準改正にかかる各種事務（評価機関へ説明・情報提供、評価シート作成、HP掲載ほか）

R2年～10月 新基準の適用開始、養成研修実施（委託事業所と研修資料、講義内容等の事前調整が必要）